

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月及び同年2月

申立期間について、妻と一緒に国民年金に加入し、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたはずであり、妻の保険料は納付済みなのに私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたところ、申立人及びその妻が保管している国民年金保険料の領収書により、夫婦の保険料が同一日に納付されていることが確認できる上、申立人の妻の申立期間の保険料は納付済みになっていることから、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立期間の申立人の妻の国民年金保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立人の妻は別に発行された過年度納付書により保険料を納付したものと推測され、申立人の当該期間の保険料についても未納であれば、同様に過年度納付書が発行されたと考えられ、申立人の妻が未納となっていた申立人の保険料についても納付したものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年4月までの期間及び50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年4月まで
② 昭和50年3月

私は、昭和50年に結婚して1年ほど経過した頃に、両親から結婚前の国民年金保険料を父親のA金融機関の預金口座から納付しておいたと聞かされ、その当時の国民年金手帳を受け取った。

ねんきん特別便で、その頃の国民年金保険料が未納とされていることに気が付き、社会保険事務所(当時)に申し出たところ、申立期間の直前の4か月分の保険料については、私が領収書を保管していたため記録を訂正してもらえたが、申立期間については、納付していたことを証明できるものが無いため納付を認めてもらえなかった。

申立期間の国民年金保険料についても、父親が両親や兄の分と併せてA金融機関の預金口座から納めてくれていたはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金被保険者台帳管理簿、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金保険料領収書等により、昭和48年1月頃に払い出されたものと推認でき、申立人は、申立期間直前の47年12月から48年3月までの保険料を納付していることから、同手帳記号番号により申立期間の保険料を納付することが可能であったものと認められる。

また、申立人は、婚姻後に、申立人の両親から、申立期間の国民年金保険料は、申立人の父親のA金融機関の預金口座により、申立人の両親及び兄の分と併せて納付したと説明され、国民年金手帳を渡されたとしているところ、

i) B町（現在は、C町）が、申立人宛てに送付した当該手帳を交付したことを知らせる昭和48年1月19日付け書面において、申立人の同年4月からの保険料については、A金融機関の預金口座から引去り（口座振替）にする旨の記載があることから、申立人の同年同月からの保険料は、同預金口座から納付される手続が行われたものと推測できること、ii) 申立人の父親及び兄は、申立期間当時の保険料を、同居していた家族の分をまとめて同預金口座より納付していたと述べていること、iii) 申立期間について、両親及び兄の保険料は納付済期間となっていることから、申立人の当該期間の保険料は、両親及び兄の分と併せて納付されたものと考えるのが自然である。

2 昭和48年1月に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号については、国民年金被保険者台帳管理簿により、他の被用者年金の被保険者等であることを理由として国民年金被保険者資格が取り消されていることが確認でき、同手帳記号番号による申立人の国民年金被保険者台帳、同被保険者名簿及びオンライン記録などが見当たらず、取り消された時期も不明である。

また、申立人の国民年金に係る記録は、昭和51年4月頃に別に払い出された国民年金手帳記号番号により管理されていたところ、同手帳記号番号のオンライン記録について、申立人が所持していた国民年金手帳及び国民年金保険料領収書に基づき、47年12月から48年3月までを納付済みとする訂正処理が平成19年10月4日に行われていることから、申立人の年金記録が適切に管理されていなかった状況がうかがえる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は、昭和56年に、A市B区役所で年金の相談を行った際、48年7月から49年3月までの期間及び申立期間の国民年金保険料が未納とされていることを知らされたが、当該期間のうち、自身が所持する48年7月から49年3月までの期間の領収書を提示したところ、同区役所職員が私の年金手帳の上部を切り取り、「記録を全て直しておく。」と言ったことを覚えている。

しかし、60歳目前の平成18年*月に、再び同区役所で年金の相談を行ったところ、同期間の国民年金保険料が未納のままの記録とされており、再度領収書を提示したが、「領収書がある分だけ直します。」と言われ、48年度分のみ記録の訂正が行われた。

申立期間の国民年金保険料については、送付されてきた過年度納付書を使い、銀行でまとめて納付したと記憶しており、これまで、納付書が届けば遅れながらも必ず納付してきたことから、1年間だけ納付しないことは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるほか、特殊台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和41年*月*日付けで国民年金の被保険者資格を取得し、57年4月1日付けで同資格を喪失するまでの期間において、国民年金の被保険者として管理されていることが確認でき、申立期間の前後の期間は国民年金保険料の納付済期間であることから、申立人が申立期間の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

また、申立人が所持する領収書により、申立人は、国民年金保険料を複数回にわたり過年度納付していることが確認できることから、納付書が届けば遅れ

ながらも必ず納付してきたとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間に近接し、申立人が領収書を所持している昭和48年7月から49年3月までの国民年金保険料について、オンライン記録により、平成18年3月1日付けで納付記録の追加処理が行われ、当該処理時点までは未納期間とされていたことが確認できることから、申立人に係る納付記録の管理が適切に行われていなかった状況もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 13 日から 43 年 2 月 1 日まで

日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間のうち2回の被保険者期間が申立期間と同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている氏名は、昭和 44 年 10 月 25 日まで変更処理がなされておらず、申立期間の脱退手当金が 43 年 9 月 6 日に支給決定されたことになっていることを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は 42 年 12 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額については、平成17年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は19万円、同年7月は16万円、同年8月は22万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、19年1月から同年3月までは28万円、同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月29日は5万5,000円、18年7月31日は7万9,000円、同年12月29日は9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年3月1日から19年4月1日まで
② 平成19年9月1日から同年10月1日まで
③ 平成17年7月29日
④ 平成18年7月31日
⑤ 平成18年12月29日

A社における申立期間①及び②の期間について、年金事務所の標準報酬月額の記録は、当時、給与から控除されていた厚生年金保険料額から判断すると低く記録（申立期間①15万円、申立期間②は30万円）されており、また、申立期間③、④及び⑤に支給された賞与については、記録が無いので、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動及び標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに見合う標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書(写)により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年3月は24万円、同年4月は22万円、同年5月は24万円、同年6月は19万円、同年7月は16万円、同年8月は22万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月は20万円、18年1月及び同年2月は24万円、同年3月は22万円、同年4月及び同年5月は24万円、同年6月は20万円、同年7月から同年9月までは24万円、同年10月から同年12月までは26万円、19年1月から同年3月までは28万円、同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、前述の申立人から提出された給与明細書(写)において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上述の関連資料等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③、④及び⑤について、申立人から提出された給与明細書(写し)により、当該事業所は、申立人に賞与を支給していたことが確認できるが、オンライン記録には申立人に係る賞与の記録が無い。

したがって、申立人から提出された給与明細書(写し)により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年7月29日は5万5,000円、18年7月31日は7万9,000円、同年12月29日は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間③、④及び⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月30日から同年10月1日まで

昭和53年4月からA事業所に継続して勤務し、同年10月1日にB事業団の組合員資格を取得したが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給料明細書を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細書及び事業主の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人のA事業主に係る昭和53年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って届出したと思われるが、保険料は納付したと思う。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、A事業所から提出された「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、事業主は、

申立人の資格喪失日を昭和53年9月30日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和59年7月2日、同資格喪失日に係る記録を60年1月1日に訂正し、申立期間①に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和60年4月8日に訂正し、申立期間②に係る標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月2日から60年1月1日まで
② 昭和60年4月8日から61年1月6日まで
③ 昭和61年4月20日から同年6月頃まで
④ 昭和61年6月頃から63年3月21日まで

申立期間①、②及び③について、昭和59年7月2日から同年12月31日までの期間及び60年4月8日から61年6月頃までの期間は、A社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①、②及び③の加入記録が確認できない。

申立期間④について、昭和61年6月頃から63年9月10日までの期間は、C社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間④の加入記録が確認できない。

両社の勤務期間については、入社当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間①において、A社に勤務していたことが認められる。

また、当該事業所は、「当社では、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について同時に適用させており、厚生年金保険については強制加入であったため、職種による取扱いの差異は無かった。」と回答している上、申立期間①において、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる同僚5人について、同保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録との関係を見ると、全員、一致又はほぼ一致していることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立人と同様に昭和59年7月2日に当該事業所で被保険者資格を取得し、同年12月31日に離職している同僚が二人確認できるところ、オンライン記録によると、そのうち申立人と同職種である一人の厚生年金保険被保険者記録は雇用保険の被保険者記録と一致していることが確認できる上、上記同僚とは別に同年5月1日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年12月31日に離職している同僚が3人確認できるところ、当該同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録についても、雇用保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、同僚照会により回答が得られた4人のうち3人は、当該事業所において、自身が記憶している入退社日とオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日及び同喪失日が、いずれも一致又はほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人と同職種であり年齢の近い同僚の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る届出を記録しないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和59年7月から同年12月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していたことが認められる。

また、先述のとおり当該事業所は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保

険について同時に適用させていた。」と回答しているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立期間②のうち昭和 60 年 6 月 21 日から 61 年 1 月 6 日までの期間において被保険者資格が確認できる。

さらに、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できた同僚 3 人について、厚生年金保険の被保険者記録と比較したところ、雇用保険の被保険者記録が確認できる期間については、全員、厚生年金保険の被保険者資格が確認できることから、上記当該事業所の回答と符合しているほか、雇用保険の被保険者記録から、申立人と同様に昭和 59 年 12 月 31 日に当該事業所を離職し、60 年 6 月 21 日に同保険の被保険者資格を再取得している同僚が複数確認できることから、オンライン記録によると、当該同僚はいずれも雇用保険の被保険者資格取得日より 2 か月半から 4 か月前に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる上、そのうち同年 4 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、申立人と一緒に勤務したと供述していることから、申立人の同保険の資格取得日については、同日と認められる。

加えて、先述のとおり、同僚照会により回答が得られた 4 人のうち 3 人は、当該事業所において、自身が記憶している入社日とオンライン記録により確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日が、いずれも一致又はほぼ一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 社に係る昭和 61 年 1 月の社会保険事務所の記録及び申立人と同職種であり年齢の近い同僚の記録から、16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和 61 年 1 月 6 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 60 年 4 月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③について、A 社では当時の事業主が既に死亡している上、申立期間③当時の資料が無く当時の状況は不明としていることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間③及びその前後の期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 13 人のうち、生存及び所在が確認できた 9 人に照会し 4 人から回答を得られたものの、申立期間③において申立人が勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間③において、当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できないところ、先述のとおり、当該事業所では、「健康保険、厚生年金保険、雇用保険を同時に加入させていた。」と回答している。

このほか、申立期間③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間④においてC社で勤務していた状況がうかがえるものの、商業・法人登記簿謄本により同社の後継会社と認められるD社が保有する労働者名簿及び労働契約書兼雇入通知書により、申立人の雇入日は昭和 63 年 3 月 21 日であることが確認できることから、申立人は同日から正社員として勤務していたと推認できる上、当該記録は、オンライン記録と一致している。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立期間④において被保険者記録が確認できないところ、申立期間④当時の事業主は、「試用期間後においては、社会保険及び労働保険を同時適用していた。」と供述している上、当該事業所の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士事務所は、「臨時及びアルバイト等短期雇用者で雇用保険未適用者は、厚生年金保険には加入させておらず、それ以外の者は社会保険及び労働保険を同時に適用していた。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間④及びその前後の期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できた 27 人について、雇用保険と厚生年金保険の加入記録が、ほぼ全員一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録により、申立期間④及びその前後の期間において当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 39 人のうち、生存及び所在が確認できた 32 人に照会し、同職種の同僚 10 人を含む 16 人から回答を得られたところ、そのうち過半数の者が自身の記憶する入社時期より 1 か月から 6 か月後に厚生年金保険の被保険者資格取得日を取得していることが確認できる上、自身の記憶する入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が相違している複数の同僚は、「厚生年金保険に未加入の期間は、同保険料を控除されていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和62年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月31日から62年1月1日まで

昭和45年11月24日から61年12月31日までA社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、同僚から提出された給料明細書及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和61年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、28万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、申立期間当時、A社は、昭和61年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

しかし、商業・法人登記簿謄本によると、A社は、昭和62年1月20日に株主総会の決議により解散となっており、申立期間当時は、法人事業所であることが確認できる上、同社においてB職7人が就任していることが確認できるほ

か、雇用保険の被保険者記録によると、複数の同僚が申立期間において同社で雇用保険に加入していることが確認できることから、申立期間当時は、同社は厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所に対して適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所（昭和20年にB社へ商号変更）における労働者年金保険（厚生年金保険）被保険者の資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は21年7月1日であると認められることから、申立期間①に係る同被保険者資格喪失日（昭和19年4月1日）及び同被保険者資格取得日（昭和20年12月20日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、50円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月1日から20年12月20日まで
② 昭和21年8月19日から22年5月1日まで

申立期間①について、昭和17年頃からA事業所に勤務し、20年5月から同年11月まで軍隊に召集された後、再び同事業所に戻り、21年6月末日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が欠落していた。

申立期間②について、C事業所には終戦の年の2年後である昭和22年4月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が1か月しか無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A事業所において昭和17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）を取得し、19年4月1日に被保険者資格を喪失後、20年12月20日付けで、同事業所が名称変更したB社において被保険者資格を再取得しており、19年4月から20年11月までの申立期間①における被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が当該事業所の在職中に受けた徴兵検査に関する具体的な供述及びD県E部が保管する軍歴資料により、申立人は申立期間①に

において当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）によると、当該事業所における被保険者資格取得日は昭和17年1月1日、同資格喪失日は21年7月1日となっており、申立期間①において被保険者資格が継続していることが確認できることから、当該期間に係る労働者年金（厚生年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人と同様に昭和20年12月20日付けで被保険者資格を再取得している同僚9人のうち、被保険者台帳における被保険者資格取得日が17年1月1日と記載されている6人は、いずれも同台帳において20年12月20日以後まで被保険者資格が継続していることが確認できる。

一方、当該事業所に係る複数の同僚の被保険者台帳によると、備考欄に「*（焼失）」と記録されていることが確認できることから、D社会保険事務局（当時）が作成した「昭和*年*月県庁火災による書類焼失について」によると、同年同月に発生したD県庁の火災により多くの被保険者名簿及び被保険者台帳等が焼失したとされていることから、当該事業所に係る当初の被保険者名簿は、当該火災により焼失したと考えることが妥当であり、現存する被保険者名簿については、保険者により完全な復元が行われたものとは言い難い。

これらの事実を前提にすると、申立人の厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間①中に継続勤務した事実が認められる上、事業主による厚生年金保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の当該事業所における被保険者資格取得日は、労働者年金保険法が制定され、保険料徴収が開始された昭和17年6月1日、資格喪失日は21年7月1日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の被保険者台帳の記録から、50円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立人は、「C事業所を退職したのは、終戦の年の

2年後であった。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、C事業所は昭和46年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は当時の同僚の名前を記憶していない上、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②及びその前後の期間において被保険者資格が確認できる同僚は、いずれも死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における19年9月から20年5月までの標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年6月1日から21年4月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額の記録を同年6月から21年3月までを22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月1日から21年4月1日まで

申立期間当時、給与支給額は20万円以上であったが、年金記録によると、標準報酬月額が給与支給額よりも低額で記録されている。

申立期間の給与明細書及び源泉徴収票があり、給与から控除されていた保険料額も分かるので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成19年9月1日から21年4月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日（平成22年7月9日）において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以

下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年6月1日から21年4月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年9月1日から20年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主が「実際の給料より低額の報酬月額で届出をした。」としていることから、事業主は、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年6月1日から21年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると9万8,000円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書及び源泉徴収票によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額22万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年6月から21年3月までについては22万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年1月から13年10月までは28万円、同年11月は30万円、同年12月から19年9月までは28万円、同年10月から21年1月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月1日から21年2月11日まで

A事業所に勤務していた申立期間について、給与が月額22万円から28万円ぐらい支給されていたのに標準報酬月額が18万円となっている。申立期間の給料支払明細書があるので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA事業所における標準報酬月額については、申立人が保管する給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、申立期間のうち、平成12年1月から13年10月までの期間は28万円、同年11月は30万円、同年12月から15年10月までの期間及び同年12月から19年9月までの期間は28万円、同年10月から20年11月までの期間は22万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成15年11月については、申立人は給料支払明細

書を保管していないため、報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないものの、申立人が保管する給料支払明細書において、当該月の前後の数か月で報酬月額及び厚生年金保険料控除額に変動が認められないことを踏まえると、当該月においても、給料支払明細書で確認できる同年10月及び同年12月と同額の報酬月額又は厚生年金保険料控除額であったものと推認できることから、当該月の標準報酬月額を28万円に訂正することが妥当である。

さらに、申立期間のうち、平成20年12月及び21年1月については、申立人が保管する給料支払明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるが、申立人が70歳に到達した後の同年8月及び22年1月の給料支払明細書において、20年11月に控除されている厚生年金保険料と同額と同額の保険料が控除されていることが確認できることから、これらの保険料控除額は、同年12月及び21年1月のものと認められ、当該期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行っていないこと及び当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から60年3月まで

私は、20歳になった昭和45年*月に、国民年金に加入し、オレンジ色の年金手帳が送られてきたため、近所のA郵便局で60年頃まで保険料を納付して納付書に検印を押してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳に到達した昭和45年*月頃に国民年金に加入し、A郵便局で申立期間の保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により60年9月6日に申立人の元夫と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、国民年金に未加入であったものと考えられる上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は当該期間の国民年金保険料を自宅近くのA郵便局で納付していたとしているが、B市が郵便局で国民年金保険料の収納業務を開始したのは、平成6年5月からであり、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2142 (事案 1720 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の妻が、昭和47年12月の婚姻後に、A市B区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の保険料についても、妻が夫婦二人の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。

再申立てに当たり、申立期間に係る国民年金保険料の納付を証明する新たな証拠等はないが、先の申立てにおいて国民年金の加入手続を行ったものと認められた昭和48年4月以降の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当初は昭和48年1月から同年3月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間と併せて申立てが行われたものであり、このうち49年10月から50年3月までについては、国民年金保険料の納付があったものと認められるとしたものの、申立期間を含む48年1月から49年3月までの期間については、i) 申立人の妻は、47年12月の婚姻後に申立人の母親に勧められてA市B区役所で国民年金の加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号管理簿(払出簿)により、夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、申立人の前後の同手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況により、48年4月頃に払い出されたものと推認でき、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、この時点で厚生年金保険被保険者資格を喪失した44年4月に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立人の妻は国民年金の加入手続及び年金手帳の交付に係る記憶が定かではなく、申立人の妻に国民年金への加入を勧めたとする申

立人の母親も既に死亡しているため、当時の状況が不明であること、ii) 申立人の妻は、申立期間を含む48年1月から49年3月までの期間に係る国民年金保険料について、毎月、夫婦二人の保険料を一緒に納付していたと述べているが、納付場所及び納付方法の記憶が定かでなく、当時の保険料の納付状況が不明である上、特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録により、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も当該期間の保険料が未納であることが確認できるほか、その妻は、過去の保険料を遡って納付したこと、及び保険料をまとめて納付したことはないとしていること等から、保険料の納付があったとは認められないと判断し、既に当委員会の決定に基づく平成22年9月14日付けで昭和49年10月から50年3月までの期間のみ年金記録の訂正を必要とする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付を示す新たな事情は無く、先の申立てにおいて国民年金の加入手続を行ったものと認められた昭和48年4月以降の申立期間について申立人の妻が国民年金保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から60年3月まで

私は、申立期間のうち、A市に居住していた昭和55年1月から56年11月までの期間については国民年金の加入についての記憶が定かではないが、B市に転居した56年12月には同市C区役所において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。58年から60年までの期間は、当時勤務していた事業所で建設国保に加入しており、国民年金保険料も同事業所で納付してくれていたと思う。

また、婚姻した昭和59年1月から60年まで居住していたB市D区において、同市同区役所から私の婚姻前の国民年金保険料について未納の通知を受け、同区役所へ赴き、未納保険料を分割納付にしてもらい、同区役所の窓口で保険料を納付したことを記憶しており、当時加入していた国民健康保険の保険証が使用できなかったことはなかったことから、納付した保険料は国民年金保険料であったと思う。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和60年10月頃に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の大半の国民年金保険料は時効により納付することができないほか、申立期間のうち58年7月から60年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であるが、申立人と連番で同手帳記号番号が払い出されている申立人の元妻の当該期間の国民年金保険料も未納であり、B市の国民年金被保険者名簿により、申立人及び申立人の元妻は、共に60年4月から保険料の納付を開始していることが確認できることから、申立人のみが当該期間の保険料を過年

度納付したものとは考え難い。

また、申立人は、昭和 58 年から 60 年までは当時勤務していた事業所で建設国保に加入しており、その事業所が当該健康保険料と併せて申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと述べていることから、当該事業所に当時の状況を確認したところ、同事業所は、国民年金保険料の納付には関わっていないと回答しており、このことは申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人は、婚姻した昭和 59 年 1 月から 60 年まで居住していたとする B 市 D 区において、婚姻前の国民年金加入期間の保険料について、申立人のみが同市同区役所から未納の通知を受け、同区役所へ赴き、未納保険料を分割にしてもらい、同区役所の窓口で納付したことを記憶していると述べているが、i) 申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立人の元妻も婚姻前の国民年金加入期間の保険料が未納であり、申立人のみが未納の通知を受けることは不自然であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる 60 年 10 月の時点では、申立人の婚姻前の期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、同市では国民年金の過年度未納保険料の通知及び収納は行っていないことから、申立人が納付したとする保険料が国民年金保険料であったとは考え難い。

加えて、申立人は、当時加入していた国民健康保険の保険証が使用できなかったことはなかったことから、未納の通知を受け、分割で納付したのは、国民健康保険料ではなく国民年金保険料であったと思うと述べているが、B 市では、国民健康保険料の滞納があつたとしても国民健康保険証が使用できなくなることはなく、同保険料は分割での納付が可能であるとしており、申立人が同市 D 区役所の窓口で分割納付した保険料が国民健康保険料であつた可能性を否定できない。

このほか、申立期間は 63 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間中に申立人が居住していたとする A 市及び B 市において、申立期間に係る国民年金被保険者名簿が存在しないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年1月まで

私(申立人の子)の父親(申立人)が亡くなった際、私の母親に遺族年金が支給されなかったことについて、日本年金機構に何度も足を運び確認した結果、父親の厚生年金保険の加入期間が少ないため遺族年金が支給されなかったことが分かった。日本年金機構での確認の際、年金相談窓口の担当者から、当時、私の父親が国民年金に加入し、生活保護を受けていた等の事実により国民年金保険料の法定免除期間として扱われる期間があれば、母親が遺族年金を受給できる可能性があるとの説明を受けたが、私は申立期間当時に私の世帯が生活保護を受けていたことを記憶しており、父親の当該期間は国民年金保険料の法定免除に該当していたのではないかと思う。

申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである

第3 委員会の判断の理由

申立人の子は、申立期間当時、申立人の世帯が生活保護を受給していたことから、当該期間において申立人が国民年金保険料の法定免除に該当していたのではないかと述べているが、国民年金制度発足時において、申立人は国民年金への加入が任意であった高齢任意加入の対象者であり、その対象者は昭和36年3月31日までに加入の申出を行わなければ国民年金に加入できないものとされていたところ、A社会保険事務所(当時)の国民年金手帳記号番号仮払出簿整理票等により、同日までに同事務所から申立人が当時居住していたB町(現在は、C市)に払い出され、同町が高齢任意加入被保険者に対し付番した

ものと確認できる一連の同手帳記号番号の中に申立人に付番された番号は見当たらない。

また、申立人に係るB町の国民年金被保険者名簿が無く、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であったものと考えられるところ、制度上、国民年金に未加入であった者に国民年金法の規定が適用されることはなく、申立人が国民年金保険料の法定免除に該当することはなかったものと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 11 日から 55 年 2 月 1 日まで
昭和 54 年 11 月に A 社（後に、B 社。現在は、C 社）に入社した後、現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、B 社に勤務していた申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が空白になっており納得できない。
昭和 55 年分給与所得の源泉徴収票を所持しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び C 社から提出された人事台帳（労務者名簿）により、申立人は、同社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 55 年 2 月 1 日であることから、申立期間は同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 4 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、C 社に照会したところ、「B 社で勤務していた従業員に係る当時の社会保険関係の資料は保管されていないため、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同日の昭和 55 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ生存及び所在が確認できた者 5 人（申立人が名前を挙げた者を含む。）のうち、当該事業所が同保険の適用事業所になる前に当該事業所において雇用保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 3 人に対して自

身の入社当時の厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、いずれの者からも当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の勤務期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、当該3人のうち1人は、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでの期間は国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、「厚生年金保険料は、翌月の給与から控除されていた。」と供述しているところ、申立人が所持する昭和55年分給与所得の源泉徴収票により、申立人が事業主により源泉控除されていたと認められる社会保険料の金額は、給与支給額から試算した雇用保険料と同年2月から同年11月までの標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料を合計した金額とほぼ一致することから、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 27 日から同年 12 月 21 日まで
昭和 60 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 61 年 3 月から同年 12 月までの期間において、A 社で季節作業員として勤務したが、最初に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社の回答により、申立人が申立期間において、同社に季節雇用者として勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「当社では、厚生年金保険に加入した当初からの社会保険関係の届書等を保管しているが、申立期間当時の申立人の資格取得届、資格喪失届が無いため、申立人に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと推測できる。当時の担当者は、厚生年金保険の加入状況を把握していたと思われることから、同保険の被保険者資格取得届を提出していない申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。」と回答している。

また、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、雇用保険に加入しているものの、厚生年金保険に加入していない者が確認できることから、当時、当該事業所では従業員ごとに厚生年金保険の加入の判断を行っていたものと考えられる。

さらに、申立人は、「昭和 60 年に入社して、すぐに会社から健康保険証を受け取った。それまで国民健康保険であったが、親から国民健康保険を脱退することになるので、保険証を戻すように言われた記憶があることから、申立期間

は当然、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、申立人の国民健康保険の加入記録によると、申立人は申立期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる上、申立人が2度目に当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和61年3月10日の翌日に、国民健康保険を脱退し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した同年12月21日に、再度、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 45 年 12 月 21 日まで
② 昭和 46 年 1 月 4 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶はないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和47年2月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 30 日から 47 年 3 月 31 日まで
申立期間は、A社（現在は、B社）C事業所にD職として継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の人事記録(写)によると、申立人は、申立期間のうち昭和45年10月30日から同年11月4日までの期間、同年12月3日から46年3月19日までの期間及び同年4月1日から47年3月19日までの期間において、同社C事業所に臨時用人（非常勤）として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社では、「申立人をC事業所の臨時用人として雇用していた各期間は人事記録等から判断すると、所定労働日数（1か月17日間）が、社会保険の加入条件を満たしていないことから、当該期間については同保険に未加入であると思われる。また、申立人の申立期間に係る賃金台帳、厚生年金保険被保険者資格取得・喪失に関する書類及び厚生年金保険料の納付に関する書類が見当たらず、これらは保管期限到来により廃棄されたものと思われる。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 7 月まで

申立期間はA事業所（現在は、B事業所）に勤務していたが、年金記録を確認したところ、当時の同僚には当該期間における厚生年金保険の加入記録がある一方、私の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の妻の具体的な供述及び当該同僚の厚生年金保険の加入記録から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所では、「昭和 63 年 10 月に事務所の経営を引き継いだが、申立期間当時の所長は既に死亡している上、関係資料が無く、当時の状況を知る者もない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者 11 人のうち、生存及び所在が確認できた 5 人に照会したところ、回答が得られた 4 人全員が、「申立人の記憶がない。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間前後の期間に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた者二人に照会したものの、いずれの者も、「申立人の記憶がない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかった。

さらに、上記の回答が得られた同僚6人の全員が、「事務所に入所しても、すぐには厚生年金保険に加入させてもらえなかった。」と供述している上、このうち一人は、「当時の所長の方針で、個人差はあるものの、採用後の数か月間は厚生年金保険に加入させていなかった。私が厚生年金保険に加入したのは、入所してから6か月後であり、同保険の未加入期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と具体的に供述しているところ、A事業所に係る被保険者原票により、同事務所が厚生年金保険の適用事業所に該当した日に被保険者資格を取得していることが確認できる者一人を除く他の5人は、自身が記憶する入所時期と厚生年金保険被保険者資格の取得日との間には3か月から6か月の未加入期間が確認できることから、申立期間当時、同事務所では、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行ってなかったものと推認できる。

加えて、A事業所に係る被保険者原票に申立人の氏名は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同事務所における加入記録は無い。

その上、オンライン記録により、申立人は申立期間において国民年金に加入し、昭和46年4月から同年6月までの保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人の父の被保険者原票により、申立期間前の44年3月から46年3月までの期間は、同人の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年11月1日から14年10月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成14年10月1日から16年5月31日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月1日から16年5月31日まで

申立期間は、A社に代表取締役として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の標準報酬月額が10万4,000円とされている。

しかし、当時の役員報酬の月額は30万円であったので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年11月1日から14年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初30万円と記録されていたが、同年12月27日に12年10月及び13年10月の定時決定の記録を取り消し、当該期間における標準報酬月額を30万円から10万4,000円に引き下げる旨の訂正処理を遡及して行っていることが確認できる。

しかしながら、商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役に就任していることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、同社は、平成11年9月以降、納付すべき社会保険料を滞納し、社会保険事務所（当時）から何度も納付指導を受けるとともに、納入計画書の作成・提出を強く指導されていたことが確認できる上、当時、経理担当の役員であった申立人の妻は、「当時、社会保険料を滞

納したため、社会保険事務所から何度も納付指導を受けた。滞納保険料の納付が困難なため、申立人の標準報酬月額を減額処理する旨の届出を行ったかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人は、「平成 11 年頃から会社の業績が悪化し、社会保険料を滞納していた。経理を担当していた妻が、何度も社会保険事務所に事情を説明し、納付指導を受けていたことを承知している。しかし、社会保険事務所に対する届出等の事務は、全て妻に任せており、会社の代表印も妻に預けていた。」と供述しているものの、上記の滞納処分票により、申立人自身も標準報酬月額の遡及訂正処理日前後に社会保険事務所で担当職員と面談、納付指導を受けていることが確認できることから、当該減額訂正処理について、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務を含めた会社の業務全てに責任を負うべき代表取締役である申立人が、自身の記録訂正処理に関与しながら、自らの標準報酬月額に係る記録の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録訂正を認めることはできない。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 10 月 1 日から 16 年 5 月 31 日までの期間について、申立人が保管する平成 14 年度（事業年度）及び 15 年度（同）の確定申告書により、申立人の役員報酬手当に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額となっている期間があることが確認できる。

しかしながら、上記の滞納処分票によると、申立人は、平成 14 年 12 月 16 日に社会保険事務所の担当者から報酬月額算定基礎届を早急に提出するよう直接指示されていることが確認できるところ、オンライン記録により、同年 10 月の定時決定に係る標準報酬月額は、前記の訂正処理日と同日付けで減額訂正後の標準報酬月額と同額に決定、処理されていることが確認できるとともに、これ以降は、当該記録が遡及して訂正されているなどの不自然な処理が行われた形跡が無い上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 55 年 4 月 30 日まで

申立期間は、A事業所（現在は、B社）に店員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、当該期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間当時、社会保険に加入し、健康保険証の交付を受けていた記憶もあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社から提出された申立人の履歴書及び事業主の回答から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、昭和 59 年 8 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、現在の事業主は、「申立期間当時の社長は既に死亡しており、関係資料もないが、当時は個人経営の店であり、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかった。従業員は、それぞれ国民年金に加入していたと思う。」と回答しているところ、オンライン記録により、当時の事業主は、申立期間において国民年金の被保険者として保険料を納付していることが確認できるとともに、A事業者が顧問契約をしている税務会計事務所では、「関係資料等を保管していないが、申立期間当時、A事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、同保険料も従業員の給与から控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、当時の同僚として二人の名前を挙げているものの、いずれの者も個人を特定することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができず、申立人も申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 14 日から同年 3 月まで

昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで A 社（現在は、B 社）C 支店に D 職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、31 年 11 月 1 日から 32 年 1 月 14 日までとなっており、申立期間①及び②の加入記録が無い。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「昭和 31 年 4 月から 32 年 3 月まで A 社 C 支店に勤務した。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「関連する資料等が無く、当時の状況は不明である。」と回答している上、両申立期間当時の事業主は、既に死亡していることが確認できるか又は所在が不明であることから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、両申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているものの、両人はいずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の両申立期間に係る申立ての事実を確認できる供述を得ることができない。

2 申立期間①について、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間①における加入記録が確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた 16 人に照会し、11 人から回答が得られたところ、このうち 5 人が申立人を記憶しているものの、

申立人の申立期間①における勤務事実について確認できる供述は得られなかった。

また、上記の回答が得られた同僚 11 人のうち、申立人と同じく D 職として勤務していたと供述している 6 人のうち 1 人は、「当時、申立人と一緒に勤務していた。私は昭和 31 年 4 月に高等学校の新卒者として採用されたが、申立人は私よりも後から入社している。ただし、申立人が入社及び退社した具体的な時期までは覚えていない。また、私は E 業務担当の部下として勤務していたが、従業員を採用した当初には試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させておらず、本採用になった後に同保険に加入させていた。厚生年金保険の加入は、現場作業員については E 業務担当の D 職が判断し、D 職については F 部長（既に死亡していることが確認できる。）が判断していた。私も、入社後 6 か月間は試用期間であり、この期間は厚生年金保険に加入していない。」と具体的に供述し、他の一人も、厚生年金保険の取扱いについて同内容の供述をしているとともに、「当時、私は G 業務担当の D 職であったが、E 業務担当が社会保険の加入手続を行っていない者からは厚生年金保険料を控除していない。」と供述しているほか、残る 4 人のうち、当時の具体的な記憶がないとしている 1 人を除く 3 人についても、従業員を採用した当初の試用期間については厚生年金保険に加入させていなかった旨を供述している。

さらに、前述の回答が得られた同僚 11 人のうち 8 人（上記の D 職として勤務していたと供述している同僚 6 人のうち 3 人を含む。）は、申立期間①中に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち 7 人が自身の入社時期を記憶しているところ、この 7 人全員について、それぞれが記憶している入社時期から短い者で 2 か月後、長い者では 3 年後又は 4 年後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、これは、上記複数の同僚の供述内容と符合していることから、申立期間①当時、事業主は、従業員の採用と同時に同保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと推認できる。

- 3 申立期間②について、前述の申立期間①に係る照会において回答が得られた同僚 11 人のうち 10 人は、申立期間②においても継続して当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、これらの者から申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる供述は得られなかった。

また、上記のほか、被保険者名簿において、申立期間②中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた 16 人に照会し、6 人から回答が得られたものの、いずれの者も申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認することができなかった。

- 4 このほか、申立人の両申立期間に係る申立ての事実を確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 2 日から 52 年 1 月 1 日まで

日本年金機構からA事業所における昭和 52 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が見つかった旨の連絡を受けた。しかし、B機構の人事記録では、同事業所に 50 年 4 月 2 日から勤務していた記録となっているので、申立期間について、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録及びB機構が保管する申立人に係る人事記録並びに複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A事業所に期間雇用の臨時職員として継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所閉所記念誌、事業所名簿及びオンライン記録によると、A事業所は、平成 14 年 6 月 1 日に廃止されており、同日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、B機構は、「申立人に係る人事記録以外に資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できない。

また、事業所名簿及びオンライン記録により、A事業所は、昭和 45 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、46 年 3 月 27 日から 51 年 12 月 1 日までの期間については、同事業所において被保険者となっていた者がいなかったことが確認できるとともに、申立人が被保険者資格を取得した 52 年 1 月 1 日には、複数の者が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人は、自身にA事業所での勤務を紹介したとする同僚及び一緒に同事業所に勤務することとなった同僚の名前を挙げているところ、このうち同事業所での勤務を紹介したとする同僚は、「私と同じ地域に住んでいた申立人及び他の一人にA事業所での勤務を紹介したが、その際の雇用条件は、社会保険には加入しないものであった。」と供述し、申立人と一緒に同事業所に勤務することとなったとする同僚は、「私は、申立期間以前の昭和39年3月から47年3月までC省（当時）の事務官としてA事業所のD係に勤務していた。その後、同事業所における勤務の紹介を受け、49年11月から52年1月までD係の事務職員として再度勤務したが、この期間は同事業所において『賃金職員』と称されていた臨時職員であったため、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。一緒に勤務していた申立人も同様であったと思う。」と供述しているとともに、被保険者原票において、同人の被保険者記録は確認できない。

加えて、上記D係の事務職員として勤務していたとする同僚は、申立期間当時の事務職員の同僚5人の名前を挙げているところ、このうち、申立期間当時のD係長は、「当時、社会保険及び給与計算に関する事務を担当していた。正職員以外の期間雇用の臨時職員を『賃金職員』と称していたが、私の記憶では、臨時職員を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料も控除してなかった。」と供述し、他の一人は、「昭和46年7月からA事業所の閉所まで事務職員として勤務していた。申立期間当時、同事業所は、『賃金職員』と呼ばれていた1年未満の雇用契約の臨時職員を厚生年金保険に加入させておらず、私も採用当初の約1年間は臨時職員であったため、同保険に加入していない。その後、臨時職員を厚生年金保険に加入させることとなったため、その手続を行ったことを記憶しているが、それがいつであったかまでは覚えていない。」と具体的に供述しており、同人は、被保険者原票及びオンライン記録によると、同事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、同人が記憶する採用時期から約1年後の昭和47年8月に共済組合員となっていることが確認できる上、その他の4人からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

その上、被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、生存及び所在が確認できた4人に照会し、3人から回答が得られたところ、その全員が、自身が記憶する採用時期からそれぞれ9か月後から1年後又は2年後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から同年 7 月 31 日まで

昭和 44 年 5 月頃に A 社に非正規社員として採用され、同社 B センターに 2 か月程度勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

給与明細書等を保管していないが、当時、健康保険証を受け取った記憶があり、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に勤務することとなった経緯に関する詳細な供述内容から判断すると、申立期間頃に、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 社は、商業・法人登記簿謄本によると、平成 11 年 3 月 31 日に解散（平成 18 年 1 月 31 日清算終了）している上、同社の清算人は、「申立期間当時の状況は不明である。また、正社員以外の従業員に関する資料については、A 社が破綻した際に全て廃棄していることから、申立人が勤務していたか否かについても確認できない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、「健康保険証を受け取った記憶がある。」と主張しているものの、A 健康保険組合の業務を引き継いでいる C 健康保険組合は、「申立期間当時の資料を保管しているものの、申立人の申立期間における加入記録は無い。」と回答している。

さらに、A 厚生年金基金の業務を引き継いでいる D 連合会に照会したものの、申立人が当該基金において加入員となっていた記録が無い上、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録も無い。

加えて、事業所名簿及びオンライン記録によると、申立人が勤務していたと

するA社Bセンターが厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無いことから、申立人が名前を挙げている申立期間当時の同僚が同保険の被保険者資格を取得している同社本店及び申立人が供述する同社Bセンターと同所在地である同社E支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をそれぞれ確認したが、申立期間において、申立人の加入記録は確認できず、一方、申立期間において、被保険者の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人は申立期間当時の同僚等に対する照会を希望していないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成14年5月1日から16年9月1日までの期間及び17年9月1日から18年9月1日までの期間について、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間及び18年9月1日から19年8月1日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年5月1日から19年8月1日まで

申立期間は、A社の代表取締役として勤務し、役員報酬を毎月50万円受給していた。しかし、申立期間について、標準報酬月額が9万8,000円に減額されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年5月1日から16年9月1日までの期間及び17年9月1日から18年9月1日までの期間について、当初、当該期間の標準報酬月額については50万円と記録されていたところ、14年5月1日から16年9月1日までの期間は同年2月9日付けで、17年9月1日から18年9月1日までの期間は17年11月29日付けでそれぞれ遡って標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人自身、「代表者印は私が所持していた。」と供述している上、当時同社のB職であったことが確認できる者も、「代表者印は申立人が所持していた。」と供述している。

また、申立人は、「遡及訂正処理の内容については、社会保険事務所（当時）から一切説明されておらず、社会保険事務所により一方的に処理され

た。」と供述しているところ、年金事務所から提出された当該事業所に係る滞納処分票（写し）等の書類によると、当該事業所は平成16年度を除く14年度から19年度までの期間、社会保険料を滞納していることが確認できるとともに、申立人自身が社会保険事務所と対応していたことが確認できる上、申立人は、「平成16年4月以降売り上げが低迷し、経費の削減に努めたものの、廃業に至った。」旨供述していることから、当該記録訂正処理について、社会保険事務所が事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、この記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

- 2 申立期間のうち、平成16年9月1日から17年9月1日までの期間及び18年9月1日から19年8月1日までの期間について、申立人は、「当該期間に係る標準報酬月額9万8,000円の届出については、当時社会保険事務等を委託していた税理士事務所に任せていた。当該期間も役員報酬として毎月50万円を受給していた。」と主張している。

しかしながら、当該税理士事務所は既に廃業していることから、申立人の申立内容に係る資料等を得ることができない。

また、年金事務所から提出された平成16年9月10日付け及び18年6月21日付け健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（写し）によると、申立人の標準報酬月額は、いずれも9万8,000円で届出されたことが確認できる。

さらに、C市から提出された申立人の平成17年から19年までの住民税申告書（写し）及び当該事業所発行の17年及び18年の給与支払い証明書（写し）によると、申立人の給与額は主張する金額以下であり、社会保険料控除額も標準報酬月額9万8,000円に見合う保険料額に合致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 1 日まで
A社に勤務し平成 7 年*月に定年になったが、その後も嘱託として同社に勤務していた。しかし、申立期間について、標準報酬月額が実際の給与額より低くなっているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 7 年*月に定年で嘱託になってからも、給与支給額は変わらなかった。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当社は、年金記録どおりの届出を行い、厚生年金保険料を納付している。当時の給与担当者は退職したので詳しいことは不明であるが、賃金台帳によると、申立人の給与体系は嘱託になった時に変更されている。現在の給与規定でも、嘱託の場合の取決めは特にないが、個々の能力と経験等を考慮して個別に決定している。」と回答しているところ、同社から提出された平成 7 年 1 月から 15 年 3 月までの賃金台帳（写し）によると、申立人の給与支給額は 7 年 6 月と同年 8 月にそれぞれ減額されていることが確認できるとともに、賃金台帳により確認できる申立人の申立期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と合致していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚 5 人及びオンライン記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 7 人の計 12 人に照会し、7 人から回答が得られたところ、そのうち、申立期間当時、B部長であった者は、「申立人が嘱託になった時に、給与支給額は減額された。退職前の給与支給額に一定割合を減額して月額を決定したと思う。」と供述し、他の一人も、「嘱託になると給与支給額は減額された。」と

供述しているほか、いずれの者からも申立人の申立内容に係る供述を得ることができなかった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。